

🕒 日時・期間 📍 場所 🎯 対象 📄 定員 💰 費用(記載がない場合無料) 🏠 その他 📧 申し込み・応募方法 🗨️ 問い合わせ先
📧 市役所への郵送は、〒525-8588 草津市役所(課名など) 📠・FAX 市外局番は「077」

草津市避難行動要支援者(災害時要援護者)登録制度



災害時に避難支援を必要とする人の登録を受付しています。登録した情報を地域で共有することで、地域の助け合いによる避難支援の体制づくりを進めていきます。

※災害時の避難支援を保障するものではありません

- 対** 1人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の人(いずれも75歳以上)
 - 身体障害者(身体障害者手帳1~2級)
 - 知的障害者(療育手帳A1~A2)
 - 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1~3級)
 - 難病患者(特定疾患医療受給者)
 - 介護保険における要介護1以上の認定を受けている人
- ※その他、災害時に避難支援などを希望する人も、登録ができます

申 健康福祉政策課の窓口で

問 【登録申請書の受付について】
健康福祉政策課(2階)
☎561-2360、FAX561-2482
【避難支援制度全般や防災・減災対策について】
危機管理課(1階)
☎561-2325、FAX561-6852

ご利用ください 草津市のオープンデータ

オープンデータとは、自治体などが持つデータの利用方法(ライセンス)を示し、誰でも自由に活用できるよう、二次利用が可能な形式で公開するデータのことです。人口やごみ収集地区など市の情報を公開しており、今後も公開情報を増やす予定です。ぜひ活用してください。詳しくは、市オープンデータカタログサイトをご覧ください。



問 経営戦略課(7階)
☎561-2326、FAX561-2489

長寿祝金

社会に尽くされた高齢者を敬愛し、長寿をお祝いするため、9月の敬老月間に、地域の民生委員児童委員などを通じて渡しています。

対象者	金額
満88歳 (昭和9年9月17日~昭和10年9月16日生)	10,000円
満99歳 (大正12年9月17日~大正13年9月16日生)	
満100歳以上 (大正12年9月16日以前生)	
男女最高齢者	30,000円

対 9月15日(金)時点で、市内に3カ月以上在住の対象者

問 長寿いきがい課(1階)
☎561-2362、FAX561-2480

草津市生活応援商品券給付事業



①75歳以上の人、②子育て世帯に、対象者1人当たり5,000円分の商品券を給付します。

- 9月上旬 事前確認通知の送付
 - 9月下旬~ 商品券の郵送
- ※郵送には1カ月程度かかる場合があります

対 ①令和5年6月1日時点で、市に住民登録がある人のうち、令和6年3月31日までに75歳以上の人
②令和5年6月1日時点で、市に住民登録がある人のうち、0~15歳(児童手当支給対象年齢)の子を養育する世帯と、令和5年6月2日~8月31日に出生した子を養育する世帯で、子の出生時点で市に住民登録がある世帯

※①、②ともに商品券配付までに死亡・転出した場合を除きます

問 【商品券に関するについて】
専用コールセンター
☎050-3619-3763
(平日9:30~17:00)

- ①長寿いきがい課(1階)
☎561-2362、FAX561-2480
- ②子ども家庭・若者課(さわやか保健センター2階)
☎561-2364、FAX561-6780

住宅・土地統計調査にご協力をお願いします



住宅・土地統計調査は、住戸や世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とした調査です。おおむね9~10月に、調査員証を携帯した調査員が、調査対象の世帯に訪問します。統計法により、調査票の記入内容は厳重に保護されます。ご協力をお願いします。

問 企画調整課(7階)
☎561-2320、FAX561-2489

国民年金保険料 産前産後期間の免除



出産予定日か出産月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は最大6カ月間)、申請すると国民年金保険料が免除されます。産前産後免除期間として認められた期間は、老齢基礎年金を受け取る際には、全額納付したものととして保険料納付期間に算入されます。

対 国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月以降の人

申 出産予定日の6カ月前~申し込み

申・問 日本年金機構
草津年金事務所(西渋川一)
☎567-2220、FAX562-9638
保険年金課(1階)
☎561-2367、FAX561-2480

忘れずに納めましょう

国民健康保険税(4期) 納期限(口座振替日)10月2日(月)

- ・コンビニやスマホ(一部税、納付書除く)、金融機関でも納付できます
- ・口座振替(自動払込)が便利で確実です!
- ・納期限を過ぎると延滞金が発生します

納付書を紛失したときはご連絡ください。再発行します。
問 納税課(1階)
☎561-2311、FAX561-2479



知っていますか? 屋外広告物のルール — 9月1日(金)~10日(日)は、屋外広告物適正化旬間です —

まちを見渡せば、お店などの看板や広告が目に入ります。こうした広告物は、まちに彩りを与えてくれる一方で、景観を損ねることや、通行人に危害を及ぼすことがあります。市では、こうしたことを防ぐために、広告物を表示できる地域や物件、大きさや高さなどを「草津市屋外広告物条例」により定めています。ルールを守り、良好な景観を守りましょう。

■屋外広告物

屋外で公衆に向けて、常時か一定期間継続して表示される広告物のことです。お店などの商業広告だけでなく、絵やシンボルマークといった具体的なイメージを表したものの、コンサートなどのポスターも屋外広告物となります。

■屋外広告物の種類

屋外広告物は、設置位置、形状、表示方法などによって分類することができます。標識利用広告(消火栓標識など)も屋外広告物です。



問 都市計画課(4階) ☎561-6507、FAX561-2486

? 「公衆に向けて」とは

一般に誰もがその広告物を見ることができるといった状況を意味します。敷地全体が塀で覆われている場合など、外部から見ることでできない広告物は条例の規制対象外となります。



住宅の改修工事に伴う固定資産税の減額を受けるためには、3カ月以内に申告を

要件を満たす改修工事を行い、工事完了後3カ月以内に申告すると、翌年度の固定資産税が減額されます(都市計画税は減額されません)。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

	耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事
対象家屋	昭和57年1月1日以前に建築された住宅	10年以上前に建築された住宅	平成26年4月1日以前に建築された住宅
減額の範囲	床面積 ^{※1} 120㎡以内について 税額の2分の1を減額	床面積 ^{※1} 100㎡以内について 税額の3分の1を減額	床面積 ^{※1} 120㎡以内について 税額の3分の1を減額
要件	工事費が50万円を超える工事	<ul style="list-style-type: none"> 自己負担工事費が50万円を超える工事 改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 65歳以上の人や、要支援・要介護認定を受けている人などが居住していること 	<ul style="list-style-type: none"> 自己負担工事費が60万円^{※2}を超える工事 改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下

※1 床面積は、住居として用いられている部分(居住部分)が対象、併用住宅の店舗部分や事務所部分などを除く
※2 断熱改修費用が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置工事にかかる費用と合わせて60万円を超える場合も含む

問 税務課・資産税係(1階10番窓口) ☎561-2310、FAX561-2479

草津市 固定資産税 改修工事 **検索**

住居確保給付金制度による住居の家賃補助

離職や休業などで住居を喪失、またはその恐れのある人に家賃補助を行っています。

対 申請は離職(休業)の日から2年以内の人(申請日時点)

- ・離職(休業)時に、世帯の生計を主として維持していた人(世帯主)
- ・ハローワークなどへの求職活動や就職活動の報告ができる人(働くことができる人)

¥ 月額家賃補助額 41,000円~(世帯人数により異なります)

他 対象者になるかどうかはまずご相談ください ・事前に電話予約するとスムーズに対応できます

問 人とくらしのサポートセンター(2階) ☎561-6927、FAX561-2482

